

「困ったときは 民商へ」とまわりの方に紹介をお願いします

名古屋北部民商ニュース

発行：2021年6月21日(月) No. 429

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

月次支援金、協力金、中小企業応援金等の相談は民商へ！！

県「感染防止対策協力金」説明会ひらく

6月14日(月) 13時から「感染防止対策協力金」(4/20～5/31実施申請分)の説明会を開き、11組14人が参加。今回は、売上規模別になるため、2019年または2020年の4月分、5月分売上を記入する必要があります。しかも、税抜きにするために、1.08または1.1で割り算して、小数点以下は切り上げ。「税抜きなんて。もともと消費税はもらっていません」「この計算で合ってますか～」「こっちも見てください」と次々に手があがります。一つひとつ説明して、なんとか皆さん、記入することができました。当初、県のホームページでは、「青色申告者は青色決算



書、白色申告者は収支内訳書」「2019年または2020年の売上台帳」を添付と発表されていましたが、愛商連から県に問い合わせた結果、「収支内訳書は、提出しなくてもいい」「低い方の支給額の方は、売上帳簿の提出は必要なし」と緩和されました。「民商で教えてもらえるからいいけど、自分ひとりなら絶対できないわ」「商工会に問い合わせたら、来年税金が増えますよ、と教えてくれなかった」と口々に感想が。「6月20日過ぎて、蔓延防止措置になれば、お酒は出してもいいんですね」「早く、普通に営業ができるようになってほしい」と切実な声が聞かれました。

愛知県商工団体連合会第73回定期総会～名古屋北部民商はオンライン参加

6月13日(日) 愛商連第73回定期総会が、日本ガイシフフォーラムの会議室をメイン会場に、直接参加とオンライン参加併用という初の試みで行われました。名古屋北部民商は、全員オンラインで、民商3階で参加。プロジェクターに映る県連役員や他の民商の参加者の顔を見ながら、報告や代表発言を真剣に聞き入っていました。

「これはこれで、ちゃんと、話している様子もわかっていいね」「コロナ感染予防を考えると、電車に乗っていかなくてもいいのは、リモートのメリットだね」と好評でした。来年は、集まって総会ができるようになると、期待しましょう。



課題をかかえているのは、性的少数者の側？ 弁護士 山内益恵(名古屋北法律事務所)

前々回にもお知らせした札幌地方裁判所の違憲判決(控訴中)ですが、「同性婚を認めないのは憲法14条1項で定められた平等原則に違反する」というこの判決のインパクトは非常に大きいものでありました。この判決は、同性愛者のカップルが、法律上、婚姻による利益を享受できないのは、性的指向という【自らの意思に関わらず】決定される個人の性質によって取扱いを変えている場合にあたると指摘し、【自らの意思に関わらず】決定される性質によって取扱いを変える場合には、本当にそれしか方法がないのかという観点から慎重に検討すべきだとしました。そのうえで、【婚姻】という、憲法24条によって保障される重要な法的利益について、性的指向の違いしかない異性愛者と同性愛者の間で、同性愛者にだけ婚姻による利益を与えないということは、立法府の裁量権の範囲を超え、合理的根拠を欠く差別取扱いに当たる、という結論を導いたのです。多数派(異性愛者)の方々には、いろいろなご意見があるところだと思いますが、少数派(同性愛者)の幸せや自己決定を無視してよい時代ではないことを自覚しなければなりません。主要先進7カ国で、同性婚もシビル・ユニオン(法的に承認されたパートナーシップ関係)も認めていないのは、もはや日本のみです。国会が早く民法などを改正して同性婚ができる世の中にしていただければいいのですが、超党派で合意していたLGBT(Q)など性的少数者の課題に関する「理解増進法案」についてでさえ、今国会への提出が見送られました。自民党内で「差別は許されない」との表現に対し不満の声が上がったことが原因とされています。自民党の理解のなさには目を被うばかりで、差別を温存したいのかと批判されるのももっともです。法改正への地固めとして、多くの地方自治体が独自のパートナーシップ制度を採用しているのは心強いことです。なんと現在20ある政令指定都市の中で、パートナーシップ制度がないのは残り4つとのこと。ただ、その1つが名古屋というのは・・・さびしい限りです。